

事 故 概 要

事故発生日時：令和元年7月26日 午後2時30分頃

場 所：中郡大磯町大磯1161番地12

損 害 物 件：都市計画課専用車及び自家用車（相手方）

運 転 者：都市建設部 都市計画課 主査

事 故 車 両：都市計画課専用車 / 湘南480す9951（スズキエブリー）

：相手方自家用車 / [REDACTED]

事故の相手方：[REDACTED]

事故発生状況：庁舎外での作業終了後役場へ戻るため、大磯東小磯1号線から町道幹線12号線へ右折して合流しようとしたところ、カーブミラーによる左右の安全確認が不十分であったため、国道1号から町道幹線12号線を通して大磯駅方面に直進走行中の相手方の軽自動車と衝突した。

経 過：令和元年7月26日 事故発生

令和元年11月2日 示談締結（物損事故）

令和元年11月6日 専決処分（物損事故）

令和元年12月3日 専決処分の議会承認（物損事故）

令和2年1月8日 示談締結（人身事故）

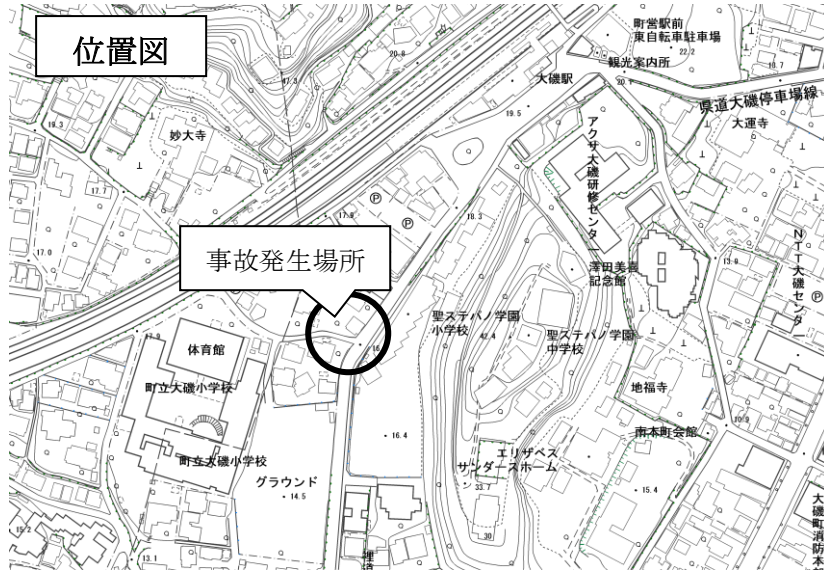
令和2年1月14日 専決処分（人身事故）

対 応：本件交通事故に起因する相手方の人身傷害に関する一切の損害賠償金として、治療関係費、通院交通費、休業損害、慰謝料、雑費の合計費用を町が賠償する。

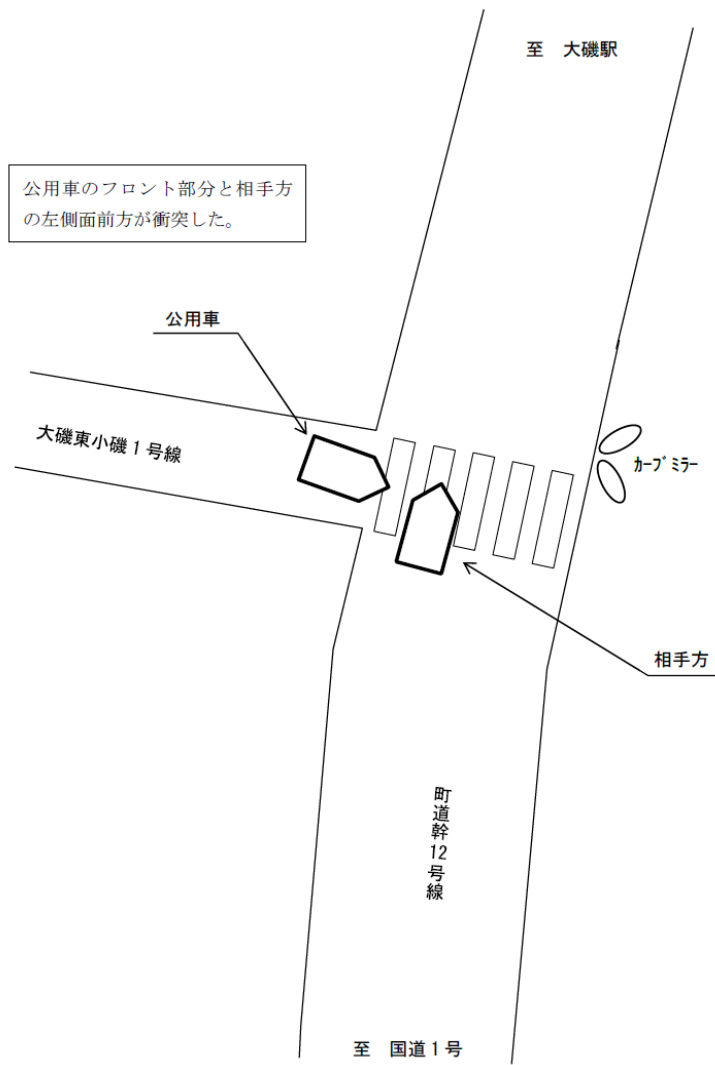
損害賠償金額：1,200,000円

（内訳）

・治療関係費	262,824円
・通院交通費	27,000円
・休業損害	427,500円
・慰謝料	481,836円
・雑費その他	840円



事故発生状況図





運転していた都市計画課公用車



事故の相手方の自家用車